

「第 2 期秦野市子ども・子育て支援事業計画」の 令和 2 年度実施状況報告書の要点まとめ

令和 3 年 8 月 3 0 日 子育て総務課

本計画は、「安心して子どもを産み、喜びと責任をもって子育てができるより良い環境づくり」を基本理念とし、この基本理念を踏まえ 5 つの基本目標を設定しています。

5 つの基本目標を推進するための、本市の具体的な施策の展開については第 4 章に記載しています。

また、子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項である、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については第 5 章に記載しています。

この資料は『【資料 1】「第 2 期秦野市子ども・子育て支援事業計画」の令和 2 年度実施状況報告書』の要点を章及び基本目標ごとに、主な取組を簡潔にまとめたものです。

第 4 章 施策の展開

1 **基本目標 1** 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目のない支援 (目標の内容)

『秦野版ネウボラ※』として、産前・産後の支援を強化し、地域で活動する組織や関係機関と連携することで、妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援の場やその仕組みを構築していきます。

※「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味します。福祉先進国のフィンランドでは各地にネウボラという施設があり出産前の健康診査から子どもが学校に行くまでの全ての相談や支援をしています。

(主な取組み)

・妊産婦新生児訪問指導事業や乳児家庭全戸訪問事業では、対象となる家庭を訪問し、子の様子を確認するとともに、保護者の相談に応じることで育児の悩みや不安の軽減を図りました。

・養育支援訪問事業や産後ケア事業では、支援が必要な家庭の早期発見・把握に努め、適切な養育の確保につなげました。

・子育て世代包括支援センター業務では、母子健康手帳を交付する機会に全妊婦に面談を実施し、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援しました。

- ・妊婦健康診査費用及び妊婦歯科健康診査費用助成事業では、各診査費用を助成し、母体と胎児の健康増進につなげました。

2 **基本目標2** 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

(内容)

地域のつながりが希薄化している現代社会において、地域が保護者に寄り添うことで、保護者の孤立感や負担感が緩和されるよう、地域全体で子育て支援に取り組みます。

(主な取り組み)

- ・こども相談事業では、育児に不安や悩みを持つ18歳未満の子どもの保護者に対し、家庭相談員、児童心理相談員、保健師等の専門職が相談に応じ、きめ細やかな相談支援を行いました。
- ・乳幼児の健康相談、乳幼児健康診査、乳幼児経過検診では、乳幼児の発育・発達の確認や、健康に関する相談に応じ、個別の状況に合わせた健康の保持増進に努めました。
- ・地域子育て支援拠点事業(ぽけっと21等)やコミュニティ保育事業では、主に就園前の子どもとその保護者に交流の場を提供し、社会的孤立の解消や不安や悩みの軽減につなげました。
- ・目指せイクメン講座、離乳食セミナー、幼児食と歯のセミナー、親子育児教室などの各種講座等では、新型感染症対策を講じながら開催し、子育て家庭に必要な知識や情報を提供しました。

3 **基本目標3** 思春期の保健対策の充実

(内容)

青少年の健全な育成を推進するため、教育機関等と連携を図り一人ひとりの状況に応じた支援に取り組みます。

(主な取り組み)

- ・訪問型個別支援事業では、不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対し、その特性に応じた個別の支援を行い、学校や新たな学びの場へ復帰ができるように努めました。
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー等配置活用事業では、県と連携し各小・中学校へ定期的な派遣を実施し、専門的見地から児童・生徒等の抱える課題の解決に努めました。

4 **基本目標 4** 全ての家庭が安心して子育てができる環境づくり

(内容)

専門的な支援や配慮を必要とする子どもに対し、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関や専門家と連携を図り、継続的な支援に取り組みます。

(主な取組み)

- ・利用者支援事業（保育コンシェルジュ）、施設整備の支援、保育士の就労促進では、保育を必要とする保護者が、希望する時期に円滑に保育施設等に入所できるよう相談に応じるとともに、受け皿となる施設や保育士の確保を支援し、待機児童の発生防止に努めました。
- ・こども相談事業（子ども家庭総合支援拠点業務）では、児童虐待が心配される要保護児童について、関係機関との連携を強化し適切な支援を行うとともに、児童虐待の発生防止に努めました。
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業では、就労に必要な能力開発に取り組むひとり親に対し給付金を支給し、早期自立を支援しました。
- ・障害児デイサービス事業、ことばの相談室、障害児早期療育推進事業、統合教育・保育、巡回相談事業では、障害のある就学前の子どもに対し、発達に応じた訓練を実施するとともに、関係各課、幼稚園、認定こども園及び保育所等が連携し、統合保育・教育の推進を図りました。
- ・労働者福祉対策事業、求職者就職支援事業では、関係機関と連携した労働講座やカウンセリングを実施し、就労支援に努めました。

5 **基本目標 5** 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

(内容)

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されないよう、生活環境の整備や教育の機会均等など子どもの貧困対策に取り組みます。

また、子どもの貧困に関する「指標」を設定し、指標の数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況がどのように変化しているのか把握します。

(主な取組み)

- ・就学援助、特別支援教育就学奨励費、学習支援事業では、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対し学用品費等の支援を行ったほか、生活困窮世帯への学習支援を実施し、教育に係る費用負担の軽減に努めました。
- ・母子父子自立支援員の設置、自立相談支援事業では、ひとり親家庭や生活困窮世帯の相談に応じ、必要な制度の紹介や支援につなげました。
- ・児童扶養手当給付事業をはじめとする各種給付や利用料等の減免などを行

い、経済的負担を軽減し、生活基盤の安定を図りました。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の提供体制

・教育・保育の量の確保では、増加する保育所等の利用申込みに対応するため、市立認定こども園において、定員を計25名増やすなど、待機児童対策を推進し、待機児童の減少につなげました。

・教育・保育の質の向上では、職員の資質向上を図るため、市独自の研修を実施したほか、公私や園種の枠を超えた持続可能な幼児教育・保育環境を整備し、質の充実を図るための方針及び計画を策定しました。

2 地域子ども・子育て支援事業

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）では、新型コロナウイルスの影響で利用者は大きく減少しましたが、多様な保育ニーズに対応できる事業として定着しており、子育ての負担軽減につなげました。

・一時預かり事業（幼稚園一時預かり事業）では、在園児を対象に教育時間終了後や長期休業中に保育を実施し、保育所を代替する役割を果たすとともに、リフレッシュによる利用も受け入れ、子育て支援を図りました。

・一時預かり事業（保育所等一時預かり事業）では、保護者の一時的な疾病、出産、介護等の様々な需要に対応し、保育を実施しました。

・延長保育事業では、就労する保護者の残業や遠方への通勤などにも対応する保育を実施し、就労する保護者の子育て支援を図りました。

・放課後児童健全育成事業（放課後児童ホーム）では、市内の全13小学校で28の児童ホームを運営するとともに、民間事業者に補助金を交付し、児童の健全な育成に努めました。